

議案第 14 号 二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例提案理由

【町長】

議案第 14 号の提案理由を説明いたします。「二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてですが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報の定義の明確化等をするとともに、情報公開審査会及び個人情報保護審査会のあり方を見直し、一つの審査会として設置するため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、政策総務部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【政策総務部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 14 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、個人情報の定義を明確化し、要配慮個人情報を新たに定義するとともに、個人情報保護審査会の名称について改めるものです。

それでは、資料 12 の新旧対照表をご覧ください。

第 2 条第 1 号ですが、個人情報の定義を明確化し、新たに個人識別符号を定義するものです。

第 2 条第 4 号ですが、行政文書の定義に電磁的記録を加えるものです。

第 2 条第 6 号ですが、行政文書に電磁的記録の定義を加えたことから、磁気テープ等の定義を削るものです。

次のページをお願いします。

第 2 条第 7 号ですが、取扱いに特に配慮を要するものとして、要配慮個人情報を新たに定義するものです。

第 6 条ですが、取扱いの制限がある「個人情報」を「要配慮個人情報」に「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものです。

次のページをお願いします。

第 7 条第 1 項ですが、表現の整理及び磁気テープ等を削るものです。

第 7 条第 1 項第 6 号ですが、要配慮個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事務登録簿に理由を記載するための改正を行うものです。

第 7 条第 2 項ですが、磁気テープ等を削るものです。

第 19 条ですが、行政文書と磁気テープ等について表現の整理をするものです。

第 26 条見出しですが、「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものです。

次のページをお願いします。

第 36 条ですが、磁気テープ等を削るものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

第 2 項です。本条例を改正することに伴い、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料 13 の新旧対照表をご覧ください。

別表第 1、職名の項目、「個人情報保護審査会委員」を「情報公開・個人情報保護審査会委員」に改めるものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。